

少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について（通達）

〔 最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について（平成13. 1. 25：警察庁丙少発第2号、丙生企発第1号、丙刑企発第3号、丙鑑発第1号、丙暴一発第1号、丙交企発第14号、丙備企発第1号）の警察庁生活安全局長等通達が発出されたことを踏まえ、京都府警察における少年被疑者等の指紋等の採取及び写真撮影について、必要な事項を定めたものです。